

屋外広告業の登録制度の手引き

I 屋外広告業の登録制度の概要・・・2～7

II 電子申請方法・・・・・・・・・・・・・8

令和8（2026）年4月

栃木県県土整備部都市政策課

I 屋外広告業の登録制度の概要

1 はじめに

本県では、平成 18（2006）年 4 月から「屋外広告業の登録制度」を導入しています。

栃木県内（宇都宮市の区域を除く）において屋外広告業を営む事業者は、栃木県知事の登録を受けなければなりません。

2 登録制度の目的

県では、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止をするため、屋外広告物条例により屋外広告物の規制・誘導を図っていますが、近年、許可基準に適合せず、周囲の景観を損なうものや、住民に危害を与えるおそれのある違反広告物が多く見られるようになり、繰り返しこのような違反広告物の掲出等を行う悪質な屋外広告業者も後を絶たない現状にあります。

このような悪質な屋外広告業者に対し営業上のペナルティを課すとともに優良な事業者を育成することにより、良好な景観の形成等を図ろうとするものです。

3 屋外広告業とは

屋外広告物法第 2 条第 2 項において、「屋外広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいう。」と定義されています。

これは、屋外広告物の広告主から、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。なお、県内で屋外広告業を営む事業者は、たとえ請負件数が 1 件のみであっても、また、県内に本社や営業所がなくても、登録が必要です。

この場合、元請け又は下請けといった立場の形態の如何は問いませんが、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を業として請け負わないような広告代理業等は屋外広告業に該当しません。これと同様の趣旨から、単に屋外広告物の印刷、製作等を行うだけで、現実に屋外広告物を表示したり、掲出物件の設置を行わないものも屋外広告業に該当しません。

4 登録の要件

屋外広告業の登録を受けるためには、条例第 26 条の 3 に規定する登録の拒否事由に該当していないことが要件となります。この登録の拒否事由に該当している場合は登録を受けることができません。

【登録の拒否事由】

- ① 登録申請書若しくはその添付書類のうち、重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき
- ② 屋外広告業の登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年が経過しない者
- ③ 屋外広告業の登録を取り消された法人において、その処分のあった日前 30 日以内にその法人の役員であった者で、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
- ④ 屋外広告業の営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ⑤ 屋外広告物法に基づく条例に違反して罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- ⑥ 申請者が未成年者である場合、その法定代理人が上記②から⑤のいずれかに該当するとき
- ⑦ 申請者又は上記⑥の法定代理人が法人である場合、その役員の中に上記②から⑤のいずれかに該当する者がいるとき
- ⑧ 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

5 業務主任者の選任

屋外広告業者は、営業所ごとに業務主任者を選任しなければなりません。登録の申請までに選任して、登録の申請をしてください。

【業務主任者の業務】

屋外広告物法令の遵守、工事の適切な施工及び屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保等に関する業務の総括

【業務主任者の資格要件】

- (1) 国土交通大臣の登録を受けた登録試験機関が広告物の表示又は掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（屋外広告士）

- (2) 栃木県が実施する屋外広告物講習会の課程を修了した者
 - (3) 他の都道府県又は政令指定都市若しくは中核市の行う屋外広告物講習会の課程を修了した者
 - (4) 広告美術仕上げについて、職業能力開発促進法による職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者
 - (5) 知事が上記 (1) ~ (4) に掲げるものと同等以上の知識を有するものと認定した下記①及び②に該当する者
 - ① 営業所における広告物の表示又は掲出物件の設置業務の責任者として、通算5年以上の実務経験を有する者
 - ② 過去5年間に広告物に関する法令に違反の事実がない者
- ※ 具体的な認定手続きは、県都市政策課景観づくり担当宛て御相談ください。

6 登録の申請

屋外広告業の登録を受けようとする事業者は、下記の書類を添付し、「栃木県電子申請システム」により申請してください。

申請内容に不備がある場合は、補正が完了するまでは登録ができませんので御注意ください。

【添付書類】

- (1) 誓約書（別記様式第12号）
登録申請者（法人の場合は役員全員、未成年者の場合は法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員全員を含む。）を含む。）が登録拒否事由に該当しないことを示すもの。
- (2) 登録申請者の略歴書（別記様式第13号）等
登録申請者（法人の場合は役員全員、未成年者の場合は法定代理人（法定代理人が法人の場合は、その役員全員を含む。）を含む。）の略歴を記載した略歴書
- (3) 選任する業務主任者が資格を有することを証する書類及び住民票の抄本又はこれに代わる書面
- (4) 登録申請者又は未成年者の法定代理人が個人の場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面
- (5) 登録申請者又は未成年者の法定代理人が法人の場合は、登記事項証明書

申請に必要な添付書類一覧（新規・更新同様）

	誓約書	略歴書	業務主任者の資格証明書(写し)	住民票	登記事項証明書
個人	○	○	○	○ (本人及び業務主任者)	
未成年者の法定代理人					
(個人)	○	○		○	
(法人)	○ (法人の名称、代表者の職名及び氏名)	○ (役員全員)			○
法人	○ (法人の名称、代表者の職名及び氏名)	○ (役員全員)	○	○ (業務主任者)	○

※役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、社外取締役や非常勤の取締役も含まれますが、監査役や監事等は含まれません。

※住民票（抄本）及び登記事項証明書については、3か月以内に発行されたもの（PDF ファイルやコピー可）、登記事項証明書は、変更内容の確認できる「履歴事項全部証明書」を提出してください。

※業務主任者の住民票においては、運転免許証やマイナンバーカード等、氏名及び生年月日が確認できる公的な書類の写しに代えることができます。

(2) 帳簿の備付け及び保管

屋外広告業者は、営業所ごとに帳簿を備え付けなければなりません。

帳簿には、下記の事項を記載し、屋外広告業者の各事業年度の末日に閉鎖して、これを5年間保存しなければなりません。

なお、帳簿は電気計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により、一定の事項を確実に記録しておくことができる物に記録することも可能です。

【帳簿の記載事項】

- ① 注文者の氏名又は名称及び住所
- ② 広告物の表示又は掲出物件の設置場所
- ③ 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- ④ 当該表示又は設置の年月日
- ⑤ 請負金額

11 登録事項に変更があったとき

登録後に登録事項の変更があったときは、変更した日から30日以内に、下記の書類を添付し、「栃木県電子申請システム」により提出してください。

【添付書類】

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更
 [個人の場合] 住民票の抄本又はこれに代わる書面
 [法人の場合] 登記事項証明書
- (2) 営業所の名称及び所在地の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）
 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名の変更
 登記事項証明書、誓約書、略歴書
- (4) 未成年者の法定代理人の氏名及び（その法定代理人の）住所（法定代理人が法人の場合には、その商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名）の変更
 [個人の場合] 誓約書、略歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面
 [法人の場合] 誓約書、略歴書、登記事項証明書
- (5) 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称の変更
 業務主任者の資格要件を証する書類、住民票の抄本又はこれに代わる書面

変更届出に必要な添付書類一覧

	変更の内容	添付書類				
		誓約書	略歴書	住民票	登記簿	資格証
個人	① 住所・氏名			○		
	② 営業所の名称・所在地					
人	③ 業務主任者			○		○
法人	① 商号				○	
	② 主たる事務所の所在地				○	
	③ 営業所の名称・所在地				○ ※登記変更の場合	
人	④ 役員	次表のとおり				
	⑤ 業務主任者			○		○

役員に係る変更届出に必要な添付書類一覧

変更の内容			添付書類		
	変更前	変更後	誓約書	略歴書	登記簿
①	登録なし	代表者 (代表取締役)	○	○	○
		非代表の役員 (取締役)			
②	非代表の役員 (取締役)	代表者 (代表取締役)			○
		退任			
③	代表者 (代表取締役)	非代表の役員 (取締役)			○
		退任			

※住民票（抄本）及び登記事項証明書については、3か月以内に発行されたもの（PDF ファイルやコピー可）、登記事項証明書は、変更内容の確認できる「履歴事項全部証明書」を提出してください。

※業務主任者の住民票においては、運転免許証やマイナンバーカード等、氏名及び生年月日が確認できる公的な書類の写しに代えることができます。

12 屋外広告業の廃業等をしたとき

屋外広告業の廃業等をしたときは、廃業した日から30日以内に、「栃木県電子申請システム」により提出してください。

なお、届出人は下記の通りです。

【届出人】

- (1) 死亡した場合・・・相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合・・・その法人を代表する役員であった者
- (3) 法人が破産手続の開始の決定により解散した場合・・・破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合・・・清算人
- (5) 栃木県内（宇都宮市の区域を除く）において屋外広告業を廃止した場合
・・・屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

13 登録の取消等

屋外広告業者が次のいずれかに該当するときは、登録の取消や6か月以内の期間を定めて営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられることがあります。

- (1) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき
- (2) 登録の拒否事由に該当することとなったとき
- (3) 登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- (4) 屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき

14 検査等

屋外広告物設置の許可権者である市町は、屋外広告物条例の施行に必要な限度において、屋外広告業者の営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、広告物、掲出物件、帳簿書類等を検査することができます。

なお、検査を行う職員はその身分証明書を携帯することとしています。

15 罰則

登録制に関する規定に違反した場合、下記の罰則があります。

- (1) 1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
 - ① 屋外広告業の登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
 - ② 不正の手段により屋外広告業の登録を受けた者

- ③ 屋外広告業の営業停止の命令に違反した者
- (2) 30万円以下の罰金
 - ① 屋外広告業の登録事項について、変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - ② 業務主任者を選任しなかった者
- (3) 20万円以下の罰金
 - 知事の求める報告若しくは資料の提出をしない者、又は虚偽の報告をした者、若しくは検査を拒み、若しくは妨げ、忌避し、又は質問に対し答弁をせず、又は虚偽の答 弁をした者
 - ※ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、上記の(1)～(3)に該当するときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同じ罰金刑が科せられます。
- (4) 5万円以下の過料
 - ① 屋外広告業の廃業等の届出を怠った者
 - ② 屋外広告業の営業所ごとに標識を掲げない者
 - ③ 屋外広告業の営業所ごとに帳簿を備えず、又は帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

【問い合わせ先】

〒320-8501

栃木県宇都宮市埜田1-1-20

栃木県 県土整備部 都市政策課 景観づくり担当

電話：028-623-2463

FAX：028-623-2595

Eメール：toshiseisaku@pref.tochigi.lg.jp

HP：<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h08/town/machidukuri/keikan/1278122788125.html>

II 電子申請方法

屋外広告業の登録申請（新規・更新）、変更届出・廃業届出は、「栃木県電子申請システム」により提出してください。

- 1 「栃木県電子申請システム」へアクセスしてください。
https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_initDisplayResult
- 2 「キーワードを入力」欄に「屋外広告業」と入力し、キーワード検索のうえ、手続きを選択してください。
新規・更新申請の場合・・・「屋外広告業登録（新規・更新）申請」
変更届出の場合・・・・・・・・「屋外広告業登録事項変更届出」
廃業届出の場合・・・・・・・・「屋外広告業廃業等届出」
- 4 入力したメールアドレスに送付されたメール記載の URL から必要事項を入力してください。（申請書、届出書が作成されます。）
また、誓約書や略歴書、登記事項証明書等、必要な書類を添付してください。

【新規・更新登録申請の場合】

- 5 申込み後、整理番号とパスワードが記載された【申込完了通知メール】が送付されます。
メール記載の URL から、手数料の納付に進んでください。
- 6 「申請状況の確認」から、整理番号とパスワードを入力して照会し、【SB ペイメントでお支払いされる方はこちら】より、支払方法を選択してください。

<利用可能な支払方法>



その他、操作方法につきましては、以下のサイトをご参照ください。（県行政改革 ICT 推進課 HP）

- ・ 栃木県電子申請システムについて

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/b03/pref/jyouhouka/denshikenchou/shinsei.html>

- ・ 電子納付について

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/b03/pref/jyouhouka/denshikenchou/denshinouhu.html>